

事 務 連 絡
平成16年7月28日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県老人医療主管部(局)老人医療主管課(部)長あて通知したのでお知らせします。



保医発第0728001号
平成16年7月28日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

検査料の点数の取扱いに関して、関連する通知を下記のとおり改正するので通知する。

なお、本通知は平成16年8月1日から適用する。

記

「診療報酬点数表(平成6年厚生省告示第54号)及び老人診療報酬点数表(平成6年厚生省告示第72号)の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」(平成16年2月27日保医発第0227001号)の一部を次のように改正する。

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(18)中「EIA法」を「EIA法又は免疫クロマト法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D012の(25)中「ELISA法」を「ELISA法又は免疫クロマト法」に改める。

(参考：新旧対照表)

◎ 「診療報酬点数表（平成6年厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成16年2月27日保医発第0227001号）別添1第2章第3部中

現 行	改 正 後
<p>D012 感染症血清反応 (1)~(17) (略)</p> <p>(18) 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原 ア 「19」の糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EIA法により測定した場合に限り算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。 (19)~(24) (略)</p> <p>(25) 「23」の尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。 (26)~(41) (略)</p>	<p>D012 感染症血清反応 (1)~(17) (略)</p> <p>(18) 糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原 ア 「19」の糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原は、EIA法又は免疫クロマト法により測定した場合に限り算定できる。 イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成12年10月31日保険発第180号）に即して行うこと。 (19)~(24) (略)</p> <p>(25) 「23」の尿中レジオネラ抗原は、症状や所見からレジオネラ症が疑われる患者に対して、ELISA法又は免疫クロマト法により実施した場合に限り1回を限度として算定する。 (26)~(41) (略)</p>